

介護福祉士（介護等の業務）

| No. | 免除対象施設等 | 職 種 |
|-----|--|---|
| 1 | 障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター、障害児入所施設（整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む）及び指定発達支援医療機関 | 利用者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く） |
| 2 | 身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）、地域活動支援センターを行う事業所、障害者支援施設 | 主たる業務が介護等である者 |
| 3 | 救護施設、更生施設 | 介護職員 |
| 4 | 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム | 介護職員 |
| 5 | 障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者 | 主たる業務が介護等である者 |
| 6 | 障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う事業所 | 主たる業務が介護等である者 |
| 7 | 児童デイサービスを行う事業所 | 主たる業務が介護等である者 |
| 8 | 指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、第一号訪問事業 | 訪問介護員等 |
| 9 | 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護 | 看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者 |
| 10 | 指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、第一号通所事業を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く） | 介護職員 |
| 11 | 指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護 | 介護職員 |
| 12 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 訪問介護員等 |
| 13 | 指定夜間対応型訪問介護 | 訪問介護員 |
| 14 | 指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く） | 介護職員 |
| 15 | 指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 | 介護従業者 |
| 16 | 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護 | 介護従業者 |
| 17 | 指定看護小規模多機能型居宅介護 | 介護従業者 |
| 18 | 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設 | 介護職員 |
| 19 | 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 | 介護職員 |

| No. | 免除対象施設等 | 職 種 |
|-----|---|---|
| 20 | 指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホームを除く) | 介護職員 |
| 21 | 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護 老人保健施設 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 22 | サービス付き高齢者向け住宅 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 23 | 指定介護療養型医療施設であって、療養病床等により構成 される病棟又は診療所 | 介護職員等その主たる業務が介護等 の業務である者 |
| 24 | 介護医療院 | 介護職員等その主たる業務が介護等 の業務である者 |
| 25 | 「老人病棟老人入院基本料(1～4)」、「老人性認知症疾 患療養病棟入院料」、「診療所老人医療管理料」の届出を行 った病棟等 | 看護の補助の業務に従事する者で あって、その主たる業務が介護等の 業務である者 |
| 26 | 病院又は診療所 | 看護の補助の業務に従事する者のう ち、その主たる業務が介護等の業務 である者 |
| 27 | 訪問看護事業所 | 看護の補助の業務に従事する者のう ち、その主たる業務が介護等の業務 である者 |
| 28 | 国立ハンセン病療養所等 | 介護員等主たる業務が介護等の業務 である者 |
| 29 | — | 家政婦のうち、主たる業務が介護等 の業務である者 |
| 30 | 労災特別介護施設 | 介護職員 |
| 31 | 重症心身障害児(者)通園事業を行う施設 | 入所者の保護に直接従事する職員 (施設長、医師、看護師及び理学療 法、作業療法、言語療法等担当職員 を除く) |
| 32 | 在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 33 | 知的障害者通所援護事業を行っている施設 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 34 | 身体障害者自立支援、生活サポートを行っている施設 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 35 | 移動支援事業、日中一時支援、盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業を行っている施設 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| | 訪問入浴サービス | 介護職員 |
| 36 | 地域福祉センター | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 37 | 原子爆弾被爆者養護ホーム | 介護職員 |
| 38 | 原子爆弾被爆者デイサービス事業、原子爆弾被爆者ショ ートステイ事業を行っている施設 | 介護職員 |
| 39 | 原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業 | 原爆被爆者家庭奉仕員 |
| 40 | | 介護等の便宜を供与する事業を行う 者に使用される者のうち、その主た る業務が介護等の業務である者 |

(上記の表についての詳細は、『令和6年7月3日付け社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」別添1及び別添2』を参照してください。)